

報告事項 第2回武蔵村山市保育料検討協議会の会議結果について

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	武蔵村山市保育料検討協議会
開 催 日 時	平成19年10月23日（火）午前10時00分～午後12時00分
開 催 場 所	市役所3階301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：福島委員、大浦委員、吉野委員、波多野委員、濱浦委員、 佐藤委員、原田委員、布田委員、古川委員、健康福祉部加園部長、児童福 祉課池亀課長、児童福祉グループ山崎主査、児童福祉課高橋 欠席者：石橋委員
議 題	1. 保育料のあり方について 2. その他
結 論	議題1について：事務局より説明、質疑応答 議題2について：第4回開催日決定
会 長	（関連の質疑等をまとめたため、実際の質疑の順序とは異なります。） 開催前挨拶については省略  本日は、石橋委員から欠席の旨、報告を受けております。本日の出席 委員は、9名であります。協議会設置要綱第6条第2項の規定により、 定足数に達しておりますことを皆様にお知らせ致します。 それでは、只今から第2回武蔵村山市保育料検討協議会を開催致しま す。 始めに、前回の資料（P3）の「人口の推移」と（P8）の「総人口 の推移」の数が違っておりますが、これは、（P3）は住民基本台帳の 登録者数であり、外国人登録者数を入れた場合の「総人口」との差が、 約800名自ずと違っております事をお知らせ致します。 それでは、次第2. 報告事項（1）「第1回武蔵村山市保育料検討協議 会の会議結果について」事務局から説明をお願いします。
事務局	報告の前に会議資料の確認をさせていただきます。 …… 資料の確認 ……  それでは、報告事項（1）「第1回武蔵村山市保育料検討協議会の会議結果 について」御報告申し上げます。 …… 会議録の説明 …… 尚、会議録につきましては、要点記録とし委員の方のお名前は、会議録の 要綱の中で、名前は出さないという取扱いになっておりますので、お名前の記 載がない事をご了承いただきたいと存じます。この会議録は委員のご了承いた ただいた後に、公開の扱いとなりますので御理解いただきたいと思ひます。
会 長	承認していただいたという事でよろしいでしょうか。
委 員	特になし

<p>会 長</p>	<p>それでは、第1回武蔵村山市保育料検討協議会会議録につきましては、ご承認いただきました。</p> <p>次に、本日の議題「保育料のあり方について」に入ります。(1)「保育料のあり方について」ですが、資料2-1「武蔵村山市の保育料の概要について」を御覧いただきたいと思います。この資料を参考に保育料のあり方について検討いただきたいと思います。第1回の会議で事務局への資料の要求があった2件につきましても、本資料に含まれております。</p> <p>それでは、事務局より資料の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、保育所運営経費負担区調べについてですが、前回は、これらを言葉の中で、御説明申し上げましたが、わかりにくいという事もございましたので、このような資料を作成させていただきました。</p> <p>Bの国基準運営費支払額とは、最低基準である人件費、維持管理費、児童処遇費であり、約58%であります。そして、今回の検討協議会で一番問題になっております保育料ですが、国基準ですと12億3千万円のうち、5億8千万円が、保護者負担割合とされておりますが、本市としては2億6千万円を保護者負担割合とさせていただいておりますが、保護者負担軽減分として、残りを市が肩代わりしてございます。</p> <p>又、保育水準を高める為に、都としても運営費の補助をしております。これが都加算運営費支払額であります。しかし、ここでも保護者の労働の多様化による延長保育分を国から補助し、その他充実を図る為に、都と市からも補助金が出ております。又、市も単独で児童処遇、職員処遇を行っておりますので、卒園アルバムや職員の健康診断等の補填をしております額が、市持ち出し分として支払われています。それらをまとめたものが左記にあります円グラフです。平成18年度の実績では、市が経費の約半分を負担している事がわかりいただけます。</p> <p>また、全体ではなく、児童一人当たりの数値を月額と年額で示した表もございますが、その児童一人当たりにかかる月の経費を示したものが、次の2ページです。公立と民間保育所では、1.5倍程の差がございました。この差は、保育内容の違いからではなく、保育費用の約8割が人件費として掛かっていますので、公立における職員の高齢化による人件費のUPが原因となっております。これらを全て平たくして考えますと、児童一人当たり月額約10万円の保育費となります。</p> <p>次に、税制改正を受けて、保育料にどのように影響が出てくるかを、児童数を変えずに算出しているものが3ページの表になります。いずれにしても、D階層の殆どのご家庭が影響を受け、保育料の減額が見込まれます。</p> <p>又、4ページの一人当たり平均月額保育料等の推移は、過去の保育料の改正を示した表であります。平成元年から改正をする毎に、国基準の割合の回復を実現してきております。そして、この平成20年には、38.59まで落ち込む事が試算されております。</p> <p>最後になりますが、5ページ26市の保育料最高額一覧の表から、本市の状況が、順位からみましても、平均金額と比べましても、わかりいただけます。又、B階層有料という欄がございますが、これは、A階層は生活保護世帯、B階層は市都民税の非課税世帯でありまして、そのB階層の方からの徴収の実施を現在では、4市実施しております。本市では、まだいただいていない状況であります。</p> <p>以上で資料の説明を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、何か質疑等はございませんか？</p>

	<p>では、私からの質問ですが、B階層の有料化について4市とありますが、これは平成17年度分の資料であるから、現段階では税率の改正に伴い、他市においても話題になり、来年度からの保育料を検討しているか、各市の情報を把握していますか？</p>
<p>事務局</p>	<p>今週の金曜日に課長会がございますが、前回の課長会でも少なからず、B階層について各市検討しているようですが、まだ決定には至っておりません。その点も含め、より詳しい情報を収集して次回報告させていただきたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、B階層には当市でもある程度の人数がいますが、他市もどのくらいの人数がいて、そこから僅かでも徴収を実現すると、影響がどのようなにあるのか説明いただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>只今の関係でございますが、最低基準の中に、人件費、維持管理、児童処遇とありますが、この児童処遇の中の一般生活費であります給食費に掛かる賄い材料について、直接児童の給食についてだけでも、何らかの負担を支弁していただくかという考えが前回の課長会でも話題に上りました。そういう意味から考えましても、B階層の方からも御負担いただければ、その金額によって、他階層の方々の負担も変わっていくわけでございます。例えば、2千円を支弁していただければ、国基準割合で約1.4%位の影響が出てくるものと思われます。</p>
<p>委 員</p>	<p>保育園に預けていなくても、子どもに対する食事に掛かる費用というのは、発生してくるので、その部分では納得できるが、B階層の方というのは、具体的に収入にしたら、どのくらいの金額ですか？保育料が発生した時の生活は大丈夫なのですか？</p>
<p>事務局</p>	<p>一般的には、総所得34万以内の方が非課税で、総所得35万以上の方から課税対象となりますが、これは、あくまでも数値上なので、自営の御家庭等、不定期の収入の方々も含まれてしまうのが現状です。 単純に、税金を掛ける前の総所得が34万円以下なら非課税となってしまうますが、総所得に至るまでの段階で、色々な事情があります。また、保育所に預けている8割から9割の方が、日中就労している事が条件でありまして、労働の対価としての収入があります。また、両親共にという部分でも、ある程度の収入が見込まれる御家庭もあります。一方では、待機児童の御家庭については、昼食とおやつ等も、各家庭で賄っているのでは、その差も出ている事から近隣市でも検討し始めている状況であります。</p>
<p>委 員</p>	<p>現在の問題でも、未納者というのが問題になっている中で、B階層の方からの徴収は厳しいものがあると思われ、又、未納者を増やしてしまう案ではないかと不安である。急に来年度決定ではなく、何年か先にかけて話し合いをし、決めていく方向ではいかがでしょうか。保育料だけではなく、ローンや何らかの返済を抱えている人が多い中、千円、2千円の徴収は厳しく思われる。又、このように市が、4,000万円もの負担の原因を資料を読み返してみて、第1回の資料1-6に記載されている「国の保育料徴収基準額」の所で、厚生省事務次官と書いてあるので、このようになる事はわかっているのだから、国が負担すればいいと思う。</p>

会 長	<p>国は、もう既に負担しているの、国や都ばかりの負担ではなく保護者にも支払っていく方向にという国の考えもあり、又、市の財政が厳しくなっている、子どもを預けている以上、少しではあるが負担をしていく事も他の階層の方々と平等にも繋がっていくのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>先程の資料1-6の「国の保育料徴収基準額」についてですが、A階層については、生活保護世帯ですので、国も徴収額はゼロですが、非課税世帯（当市ではB階層ですが）については、児童に係る給食費、これは直接児童が食する事、又、文具等保育材料を使う等の部分については、自己負担であるというのが国の基本的な考えであります。これは、所得があるなしではなく、保育所に預けた段階で負担していただきたいという国の考えであり、この部分が、当市については長年にわたり無料としてきました。しかしながら、苦しい財政になってきているので、近隣の市でも検討を始めている状況であると先程説明させていただいております。</p>
会 長	<p>本来でしたら、今、事務局からの説明にあった国基準の通りに、保護者から徴収していれば財政を苦しめることもありませんが、それでは家計に与える影響が大きくなり、滞納という部分でも増加してしまうので、市で肩代わりとして負担してきたわけでありまして。</p> <p>又、協議会として低い水準で長い期間を掛けて数値を引き上げていくのか、あるいは、1ヵ年で目標の50%に水準を上げていくのか、協議会で話し合っていかなければならない内容だと思います。</p> <p>では、その他御質問等ございますか？</p>
委 員	<p>民間保育所も、保育料の7割から8割が人件費なので、このままの状況では、保育所への補助も減る等の場合、児童に対する保育の質の低下の恐れがあるのではないのでしょうか。保育所に預ける若い世代の保護者が、“子育てしやすい武蔵村山”という将来的ビジョンをしっかり立てた上で、考えていかなければいけないとは、思っております。</p>
会 長	<p>只今、武蔵村山の将来的ビジョンという発言がございましたが、武蔵村山でも対応しているものはありますか？</p>
事務局	<p>全国の自治体で「次世代育成支援行動計画」が定められまして、当市においても5年間定めております。これは、保育所については待機児童を無くそう、学童クラブについては整備していこう等、具体的に目標を掲げている事業も含め、143事業を位置づけた計画であります。これにより武蔵村山市で子どもを生み、育てて良かったと思われる市を目指しております。又、高齢化に伴う事業や障害者の福祉計画も推進しております。</p> <p>このように、現状のサービスを維持しようとする、現在の歳入が維持できませんと運営も難しくなり、サービスの低下にも繋がってしまいます。</p>
委 員	<p>今までのお話の中で、税負担か自己負担かは、確かに難しい。例えば、保育園児を抱えない世帯が自分の税金を保育料に還元されるのは望ましくないと考えている場合もあると考えられる。そこで、質問なのですが、何故、保育料を決めるのは所得税基準なのですか？例えば、基本</p>

	<p>料金（月額）をベースにしたり、課税所得金額を対象にしたりしないと、好不況により市税負担への影響は免れないと思うのですが。</p>
事務局	<p>国負担基準としてはもちろん所得税の額が対象であって、都負担基準としても同様の為、児童福祉法が施行された時から市も同様に基準を決めたのではないかと認識しております。</p> <p>又、国基準が何故所得税なのかは、国庫予算上、負担額の基準を変動する時に、所得税の方が操作しやすいと考えられます。もちろん同じ福祉事業のサービスの中で、所得金額が基準のものもありますので、考えられる問題ではあると思います。</p>
委員	<p>では、国基準はそうであっても、市では別の基準を設ける事はできるのですか？</p>
事務局	<p>国としては、家計における影響を加味して徴収する事として、所得税基準とは謳っておりません。市がよりどころとして、国や近隣の市、26市と同様のレベルを維持したいので、基準が同じである事により比較しやすいと思われれます。</p>
委員	<p>では、所得税減税を踏まえた上での保育料改正の素案というのがあれば参考として示していただきたい。</p>
事務局	<p>素案について、幾つか次回提出させていただきます。</p>
会長	<p>他に質疑等ございますか？</p>
委員	<p>私は、子育て支援という形でお世話させていただいております。ここで、色々な御家庭の状況を拝見しておりますが、そんな中、子どもを預けた場合、親としての責任として多少なりとも負担した方がいいように感じました。</p>
委員	<p>26市の比較で、わかる事は、財政が豊かな市ほど保育料が高い。又、保育所とは就労目的が前提であるし、市の財政を苦しめるという事は、次に繋げる“子育てに対する希望”が無くなってしまうので、ここはB階層の方も含めた素案を考えていただきたい。</p>
委員	<p>素案提示について、お願いがあります。少ない種類であると、事務局レベルの案のみになったり、先入観に繋がる不安も考えられるので、多種類の素案をお願いしたい。</p>
事務局	<p>了解致しました。</p>
委員	<p>保育所運営にあたり、この現状を維持していく為だけでも、民間保育所の努力も、26市の順位から考えましても、市の財政が厳しい中、市が努力している事もわかりました。又、そんな中、1千万円の滞納者がいることも現実であり、しっかりと見直しをして歳入として入ってくるように考えていく事も必要と思われれます。そこも踏まえながら、たくさんさんの素案を作っていただきたい。</p>
委員	<p>待機児童としては待ち切れないので、幼稚園に入れた家庭について</p>

	は、保育所に入れた場合と保育料の負担はどのように違うのですか？
事務局	保育所は、健康福祉部の所管ですが、幼稚園は総務課で担当しておりますので、現段階では比較ができません。次回までには、お調べして御報告致します。ただ、制度的には階層は無く、年齢によって金額が制定され、保護者が園に直接支払い、市からは保護者の所得等によって補助金が後から支払われる形になっております。
委員	階層の表で、夫婦、子ども2人、年収（所得）がどのくらいでどの階層というモデルケースの資料を作って欲しい。
事務局	次回までに作成致します。
会長	他に質疑等ございますか？
委員	なし
会長	他に質疑が無いようですので、これで議題（1）「保育料のあり方について」を終わりにして、議題（2）「その他」に入ります。事務局より何かありますか？
事務局	第3回は、11月15日（木）午前10時から、市役所4階405会議室に既に決定致しておりますが、第4回については、11月下旬に開催を希望しております。参考資料を御覧いただきたいと思っております。
会長	それでは、協議の結果、第4回の開催は、11月28日（水）午前10時からとさせていただきます。 本日は、皆様の御協力により、滞りなく議事を進行することができ、又、長時間に渡り、御検討いただき、大変ありがとうございました。 これで、第2回武蔵村山市保育料検討協議会を終わります。御苦勞様でした。

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者： <u>    0    </u> 人
	<input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 （  ）	

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示	
	<input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：	）
	<input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：	）

庶務担当課	健康福祉部 児童福祉課 児童福祉グループ（内線：183）
-------	------------------------------

（日本工業規格A列4番）